

平成27年度

## 第1回長野県いじめ問題対策連絡協議会

日 時：平成27年5月29日（金）

午後2時30分から

場 所：県庁 8階 教育委員会室

### 〔次 第〕

- 1 開 会
- 2 長野県教育委員会教育長 挨拶
- 3 自己紹介
- 4 設置要綱と委員会計画の説明
- 5 報告・質疑
  - (1) 「長野県いじめ防止対策推進条例」及び「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」について
  - (2) 本県における児童生徒のいじめの状況について
- 6 協議・意見交換
  - (1) 本県のいじめ防止等の取組について
  - (2) 関係機関の取組状況等について
- 7 その他・事務局連絡
- 8 閉 会

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 会議冊子： 次第、要綱、名簿、法・条例概要版、各種調査結果、各施策等の概要<br/>(こどもサミット、リーフレット、相談窓口、ICTカンファレンス、重大事態への対応) 等</li><li>○ 資料 1： いじめ防止対策推進法、いじめ防止等のための基本的な方針 等</li><li>○ 資料 2： 長野県いじめ防止対策推進条例、長野県いじめ防止等のための基本的な方針 等</li></ul> |
|--|

長野県教育委員会

# 長野県いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 長野県いじめ防止対策推進条例(平成27年長野県条例第24号)第11条第3項の規定により、長野県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会は、長野県いじめ防止対策推進条例第11条第2項に規定する事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関の代表者等(第4条において「協議会を組織する者」という。)をもって組織する。

- 2 協議会に、会長を置く。
- 3 会長は、長野県教育委員会の代表者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名する関係機関の代表者等がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長が進行をする。

- 2 協議会は、必要に応じ、協議会を組織する者以外の者に対し協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 協議会を組織する者は、協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、長野県教育委員会事務局心の支援課において処理するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から適用する。

(別表)

関係機関

長野県弁護士会
長野県医師会
長野県臨床心理士会
長野県社会福祉士会
長野県精神保健福祉士協会
いじめNO! 県民ネットワークながの
長野県PTA連合会
長野県市町村教育委員会連絡協議会
長野県高等学校長会
長野県中学校長会
長野県小学校長会
長野県私学教育協会
長野県中央児童相談所
法務省長野地方法務局
長野県警察本部
長野県県民文化部
長野県教育委員会

# いじめ防止対策推進法（概要）

## 第一章 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

## 第二章 いじめの防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）を定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

## 第三章 基本的施策 / 第四章 いじめの防止等に関する措置

1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。

4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

## 第五章 重大事態への対処

1 学校の設置者又は学校は、重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。

（※）  
一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等（※）に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

## 第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（平成25年9月28日から施行）

# いじめの防止等のための基本的な方針（概要）

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（いじめ防止基本方針）

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、組織的対策
- いじめの定義、いじめの理解
- いじめの防止等に関する基本的考え方

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために国が実施する施策

- いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
  - ・ 国の基本方針の策定と、より詳細な指針の策定
  - ・ 法に基づく取組状況の把握と検証（「いじめ防止対策協議会（仮称）」の設置）
  - ・ 重大事態の調査組織等設置を支援するため、職能団体等との連絡体制構築
- いじめの防止等のために国が実施すべき施策
  - ① いじめの防止（豊かな心の育成、子供の主体的な活動の推進、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保・資質能力向上、調査研究等の実施、普及啓発）
  - ② 早期発見（教育相談体制の充実、地域や家庭との連携促進）
  - ③ いじめへの対処（多様な外部人材の活用等による問題解決支援、ネットいじめの対応）
  - ④ 教員が子供と向き合うことのできる体制の整備

### 2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

- 地域基本方針の策定
  - ・ 国の基本方針を参考に、条例などの形で、地域基本方針を定めることが望ましい
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
  - ・ いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定
- 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
  - ・ 地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい
  - ・ この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要
- 地方公共団体が実施すべき施策
  - ・ 地方公共団体として実施すべき施策、学校の設置者として実施すべき施策

### 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 学校いじめ防止基本方針の策定
  - ・ 国や地方公共団体の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
  - ・ 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織。必要に応じて、外部専門家を活用
  - ・ いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置
  - i) いじめの防止
  - ii) 早期発見
  - iii) いじめに対する措置

## 4 重大事態への対処

### (1) 学校の設置者又は学校による調査

#### i) 重大事態の発見と調査

##### 【重大事態】

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したも  
のとして報告・調査等にあたる

#### ○調査主体：学校の設置者又は学校

#### ○調査を行うための組織：

- ・ この組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 学校の設置者が調査主体となる場合：公立学校の場合、第14条第3項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。この附属機関は平時からの設置が望ましい
- ・ 学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる

#### ○事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 学校の設置者・学校の、たとえ不都合なことがあったとしても事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合：いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合：当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

- ※ 自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。なお、国は当該指針の必要な見直しを速やかに検討する

#### ii) 調査結果の提供及び報告

##### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要

##### ② 調査結果の報告

- ・ 希望に応じて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える

### (2) 地方公共団体の長等の再調査及び措置

#### i) 再調査

- ・ 職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任がある

#### ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ・ 国は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる

## 長野県いじめ防止対策推進条例〔概要〕

(平成 27 年 3 月 19 日施行)

教育委員会事務局  
心の支援課

いじめが、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを鑑み、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、長野県の未来を担う子どもへの支援に関する条例と相まって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例を制定した。

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)の施行以降、国、県、市町村、学校等では法を踏まえたいじめ防止等のため対策が進められているが、本条例の制定により、いじめの防止等に関する意識の向上を図り、さらに取組を進め、県民総ぐるみでいじめの問題を克服していきたい。

### どんな条例なのか？

( \_\_\_\_\_ 部分が本県独自の規定や考え方を示しています。)

#### (1) 目的 (第 1 条)

いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処)のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、対策の基本となる事項を定め、長野県の未来を担う子どもへの支援に関する条例と相まって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

#### (2) 定義 (第 2 条)

- ① 学校…県内にある小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が該当。
- ② 保護者…親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する者

#### (3) 基本理念 (第 3 条)

- ① 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- ② 児童生徒がいじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようにすること。
- ③ 関係者の連携の下、県民総ぐるみでいじめの問題を克服することを目指すこと。

#### (4) 関係者の責務、役割

- ◇ 県の責務 いじめの防止等のための施策を総合的に策定し、実施する。その際、国、市町村、学校の設置者等の関係者との連携協力に努める。[第 5 条]
- ◇ 学校の設置者の責務 学校においていじめの防止等のために必要な措置を講ずる。

[第 6 条]

- ◇ 学校と教職員の責務 関係者と連携して、いじめの未然防止と早期発見に取り組む。  
いじめを受けていると思われるときは、事実を確認し、適切かつ迅速に対処する（いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導等）。  
教職員の言動が児童生徒に与える影響を認識することの必要性を明記。  
[第7条]
- ◇ 保護者の責務 子の教育に第一義的責任を有することから、監護する児童生徒がいじめを行うことのないよう教育を行うこと、監護する児童生徒がいじめを受けたときは適切に保護すること、学校等への協力について明記。 [第8条]
- ◇ 県民の役割 児童生徒が安心して学習等に取り組むことのできる地域社会を実現するため、主体的かつ自主的に取り組むよう努める。 [第9条]

#### (5) 県における、主ないじめ防止等のための対策

- 「いじめ防止基本方針」を策定する。[第10条] …平成26年3月26日制定。
- 関係機関・団体の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。[第11条]  
…平成27年5月に設置予定。
- 児童生徒が、いじめ防止に向けて主体的に取り組むための施策を推進する。[第3条2項]  
…「いじめ防止子どもサミットNAGANO」（小中学生対象）、「ICTカンファレンス」（高校生対象）の開催。
- 児童生徒、保護者等が安心して相談できる体制の充実を図る。[第12条]  
…教職員の資質向上のための研修、スクールカウンセラー事業の拡充、スクールソーシャルワーカー活用事業の充実、「学校生活相談センター」と「子ども支援センター」による連携支援等。
- インターネットによるいじめの防止等のため、学校・保護者間の連携協力を促進する。  
[第13条] …単位又は連合PTAへの情報提供及び助言。
- いじめ防止の重要性、相談制度等について啓発活動を実施するとともに、児童生徒の理解を深めるための資料を作成する。…児童生徒向けリーフレット等の作成及び指導資料の提供。  
[第14条]
- 県立学校の児童生徒に重大事態（例：生命・心身等への重大被害）が発生した場合には、教育委員会又は学校は、心理、法律等の専門家等による組織を設けて調査を行う。[第15条]  
…「いじめ等学校問題支援チーム」による対応。
- 重大事態への対処及び同種の事態の発生防止のため必要と認めるときは、知事が再調査を行うとともに、総合教育会議において再発防止の措置の協議を行う。[第16条]  
…再調査を行う者（組織）は、その都度判断する。



# 長野県いじめ防止等のための基本的な方針【概要版】

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうる。また、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある。そのため、いじめを受けた子ども、いじめた子どもだけでなく、観衆としてはやし立てたり、傍観者として見て見ぬふりをしたりした子どもを含むすべての子どもの心身の健全な発達の大きな妨げとなっている。

長野県では、子どもたちがいじめによって辛く悲しい思いをすることがないように、県・市町村・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携していじめ問題に取り組む。

## 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

### ◇いじめ防止等の対策の目指す方向

**未然防止**：児童生徒が、自他ともに尊重し、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心・安全な環境づくりに努める。

児童生徒の自己有用感を培い、自己肯定感を高める。

**早期発見**：児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整える。

**いじめへの対応**：いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、地域その他の関係者が連携して支援・指導を行う。

### ◇いじめの背景

いじめには様々な要因によるストレスが背景となっている。

- ・児童生徒間の人間関係や教師との信頼関係が築けない。
- ・授業をはじめとする教育活動で、児童生徒が満足感や達成感を十分味わえていない。（学校）
- ・基本的な生活習慣の形成不足。 ・ふれあいや心の通い合う場面の減少。
- ・相手を思いやる気持ちや規範意識が育ちにくい。（家庭）
- ・人間関係の希薄化、異年齢交流や社会活動への参加の減少により、社会性や協調性が育ちにくい。
- ・情報端末機器の所持率の増加、低年齢化によるトラブルの多発。（地域や社会）

### ◇見えにくいいじめを積極的に認知

いじめは大人の目に見えにくい。また、「いじめは簡単には解決されない」、「解決が不十分だとエスカレートすることもある」と経験から感じている児童生徒もおり、自分からいじめを訴えない場合もある。そのため、気づかずに見逃したり、ささいなことと見過ごしたりしないように、「いじめ防止対策推進法」の定義をもとに、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけ、いじめの可能性のある事案を認知の対象とすることが必要である。

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

《「いじめ防止対策推進法」第2条》

◇いじめ防止等に関する基本的な考え方

未然防止	早期発見	いじめへの対応
いじめの起きにくい学校づくり	ささいな変化や兆候も見逃さない	一人で抱え込まず、速やかに組織的対応
<b>学 校</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめは絶対に許さないことや命の尊さを理解させる。</li> <li>自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。</li> <li>規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。</li> <li>ささいなトラブルも人間関係づくりをする機会ととらえて指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめを見逃さず、積極的に認知する。</li> <li>児童生徒・保護者との信頼関係を構築する。</li> <li>児童生徒が自ら相談する大切さに気づけるようにする。</li> <li>定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、校内外の相談窓口の周知等の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対応マニュアルの充実を図る。</li> <li>児童生徒への指導・支援の方針の共通理解。</li> <li>心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等 関係機関との適切な連携。</li> </ul>
<b>保 護 者 や 地 域 、 関 係 機 関 等</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の取組を理解し、協力。</li> <li>家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じて子どもたちを見守り、かかわる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域では学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校と連携した指導・支援の理解と協力。</li> </ul>

二 いじめの防止等のための対策

◇いじめ防止基本方針・いじめ防止等のための組織

	県	市 町 村	学 校	家庭、地域、関係機関・団体
いじめ防止基本方針	『長野県いじめ防止等のための基本的な方針』策定	『地方いじめ防止基本方針』策定	『学校いじめ防止基本方針』策定	『いじめ防止基本方針』の策定や見直しへの参画
組 織	『長野県いじめ問題対策連絡協議会』			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や地域におけるいじめの状況やいじめ防止等の取組の実施状況の把握</li> <li>県や学校、関係機関・関係団体等によるいじめ防止等の取組の共通理解、新たな取組の計画策定や評価</li> <li>新たな知見や見解に基づく予防教育のあり方</li> </ul>			
		『いじめ問題対策連絡協議会』設置の検討	『いじめ防止のための組織』を中核としたいじめ防止等の取組	

◇いじめ防止等のための取組

	県の取組	市町村の取組	学校の取組	学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携した取組
未然防止	<p>ア 学校の教育活動充実の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育、道徳教育、体験学習の充実、児童生徒の自主的活動支援</li> <li>・教育活動充実のための人的支援、教員が児童生徒と向き合う時間の確保</li> </ul> <p>イ 広報・啓発活動</p> <p>ウ 学校と地域が組織的に連携・協働する体制の整備</p>		<p>ア いじめの起きにくい学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の授業の充実</li> <li>・児童生徒が主体的に取り組む活動</li> <li>・体験活動 ・職員研修</li> </ul> <p>イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知</p> <p>ウ 児童生徒のいじめ防止のための主体的活動の活用</p>	<p>○ 学校がいじめ防止等のための取組との連携・協力</p> <p>○ 保護者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの教育</li> <li>・学校の教育方針の理解と協力、コミュニケーション</li> </ul> <p>○ 地域におけるいじめ防止等の取組と連携</p>
早期発見といじめへの対応	<p>ア 学校の早期発見・早期対応の取組への支援助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導上の諸問題の把握</li> </ul> <p>イ 相談体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談を受け付ける窓口の整備</li> </ul> <p>ウ 学校におけるいじめ問題の状況の把握と適切な措置</p> <p>エ いじめへの対応の体制整備</p>	<p>児童生徒の支援のための弾力的な対応の検討</p>	<p>ア 日常活動を通じた早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒と共に過ごし、信頼関係の構築</li> <li>・教職員の情報共有</li> </ul> <p>イ 相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が自ら安心して相談できる工夫</li> </ul> <p>ウ アンケート・チェックリストの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒、保護者、教職員による重層的なチェック</li> </ul> <p>○ いじめ対応マニュアルの充実</p> <p>○ 組織的対応の共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者と連携、協力した児童生徒へのきめ細かな支援・指導の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校とPTA活動、公民館活動、青少年健全育成事業、児童センターとの連携</li> <li>・地域人材の学校教育活動への参画</li> </ul> <p>○ 関係機関・関係団体と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と関係機関との日常的な連携</li> <li>・スクールサポーター、外部専門家、民間団体の活用</li> </ul>
	<p>○ ネット上のいじめへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル整備 ・情報モラル教育の推進 ・保護者への啓発 ・家庭での情報端末機器の使用ルールづくり</li> </ul> <p>○ 学校の教育活動や学校運営に保護者や地域が参画する機会の促進</p> <p>○ 地域に開かれた学校づくりの推進 (いじめ防止基本方針の周知、学校評価でのいじめ問題の適切な扱い)</p>			
重大事態発生時の対応	<p>重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、児童生徒の心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。</p> <pre> graph TD     School["【学校】 ・事案発生への報告"] --&gt; Board["【学校の設置者(教育委員会)】"]     Board --&gt; SchoolPrin["・報告(事案発生・調査結果)"]     SchoolPrin --&gt; Local["【地方公共団体の長等】 ・必要な場合、再調査"]     SchoolPrin --&gt; Parents["・関係児童生徒保護者への連絡・連携"]     SchoolPrin --&gt; Police["・必要に応じた関係機関等への連絡・連携"]     Parents &lt;--&gt; Police     Police &lt;--&gt; Local     </pre> <p>○児童生徒の安全確保、事実確認・初期対応</p> <p>・事実関係を明確にする調査</p> <p>○児童生徒への継続した支援・指導</p>			

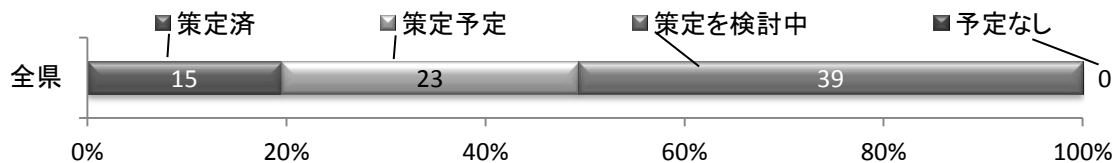
三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 県は市町村や設置する学校の、市町村は設置する学校の「いじめ防止基本方針」の策定状況を確認する。
- 国の基本方針の見直し状況、県内のいじめの状況を勘案し、本方針の見直しを行う。

## 県内各市町村、各学校におけるいじめ防止等の取り組み進捗状況

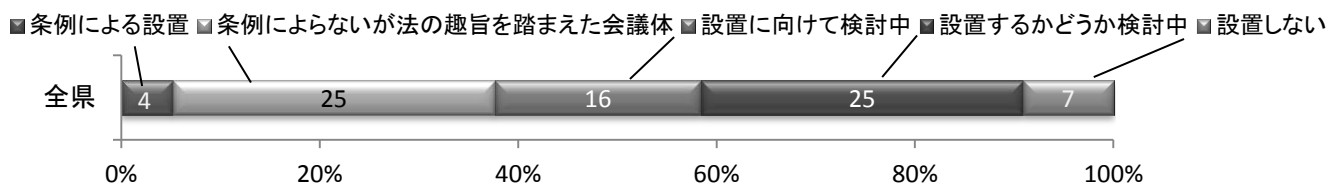
※棒グラフ内の数は、市町村数、学校数を示す。 (平成27年2月10日現在)

### 1 貴自治体の「地方いじめ防止の基本方針」の策定状況をお答えください。

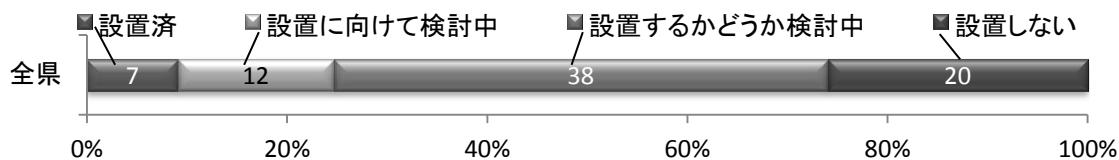


### 2. いじめ防止の連絡協議会議や重大事態における調査又は再調査を行うための組織の設置について

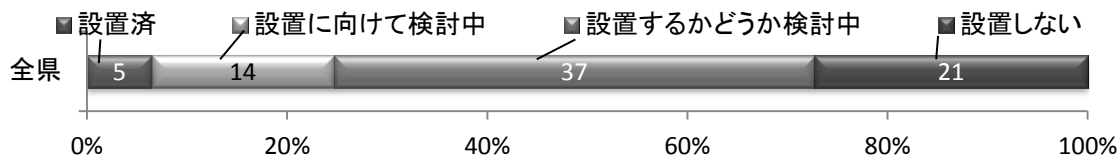
#### (1) いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題連絡協議会」の設置状況



#### (2) 「重大事態」の調査を行うための教育委員会の附属機関の設置



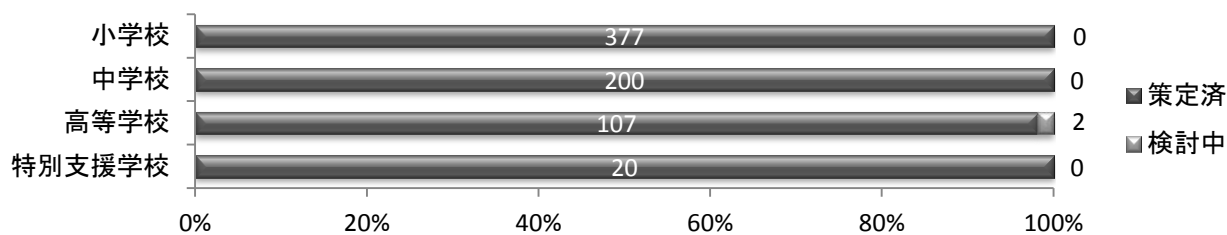
#### (3) 「重大事態」に対応する市町村の首長の附属機関の設置



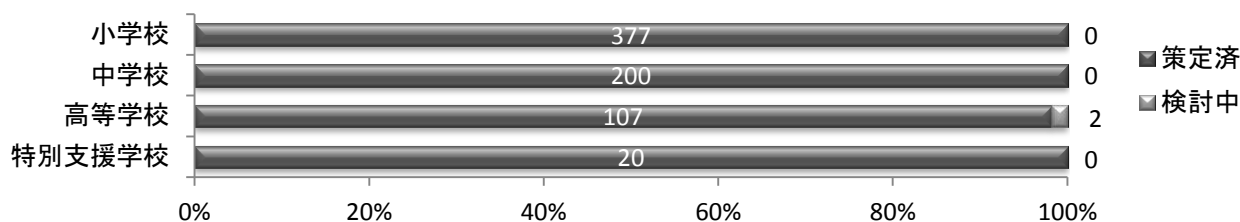
### 3 学校の基本方針及びいじめ防止等のための対応組織の状況

※調査対象…国公立の小、中、高

#### (1) いじめ防止対策推進法第13条に基づく「学校いじめ防止基本方針」の策定状況



#### (2) いじめ防止対策推進法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」設置状況

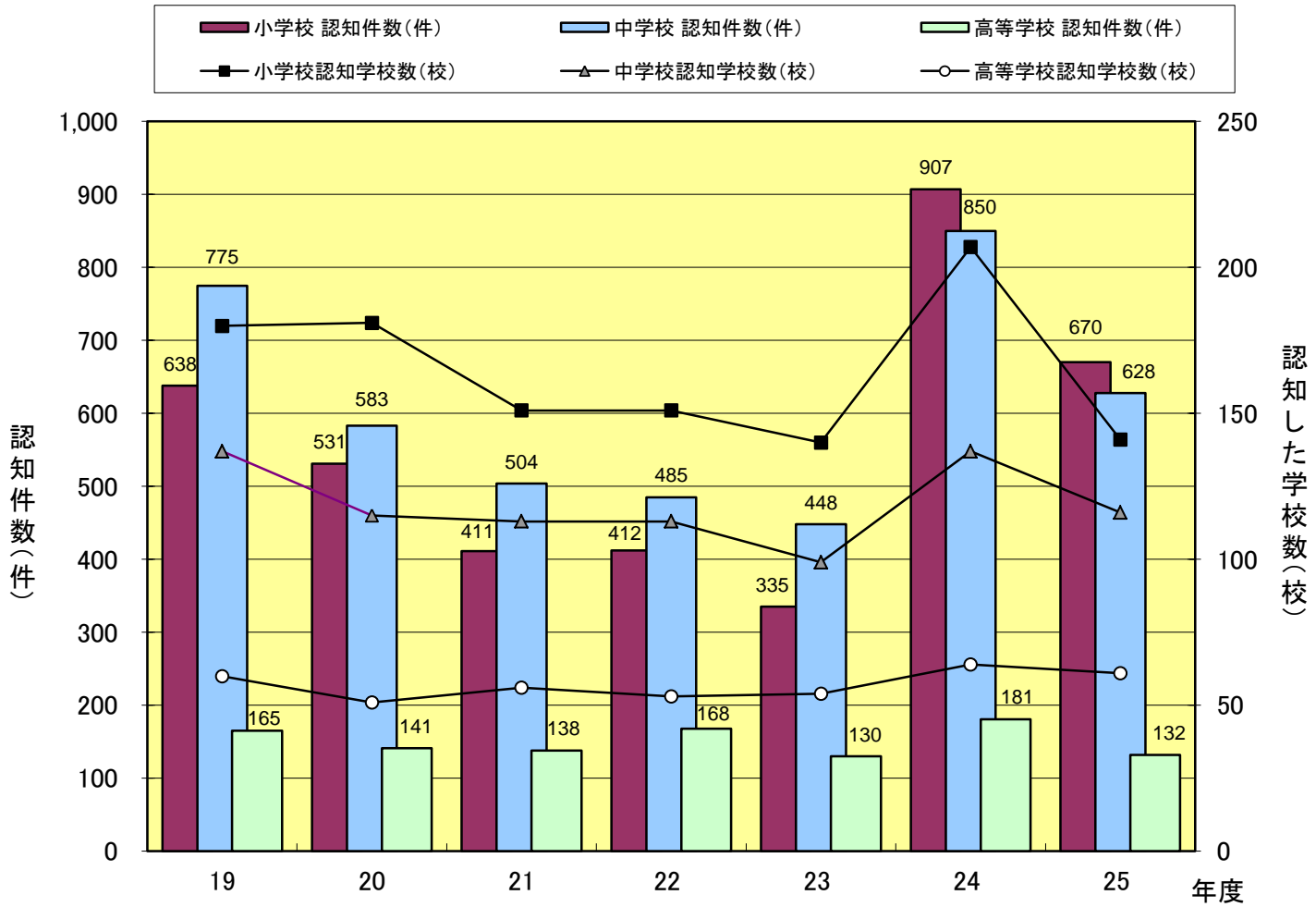


# 平成25年度 いじめの状況について

## (県内国公立・小中高特別支援学校)

教学指導課心の支援室

### 1 校種別認知件数及び認知した学校数の推移



年度		19	20	21	22	23	24	25
小学校	認知した学校数(校)	180	181	151	151	140	207	141
	認知件数(件)	638	531	411	412	335	907	670
	前年度増減	▲ 213	▲ 107	▲ 120	1	▲ 77	572	▲ 237
中学校	認知した学校数(校)	137	115	113	113	99	137	116
	認知件数(件)	775	583	504	485	448	850	628
	前年度増減	▲ 134	▲ 192	▲ 79	▲ 19	▲ 37	402	▲ 222
高等学校	認知した学校数(校)	60	51	56	53	54	64	61
	認知件数(件)	165	141	138	168	130	181	132
	前年度増減	▲ 50	▲ 24	▲ 3	30	▲ 38	51	▲ 49
特別支援学校	認知した学校数(校)	1	1	2	2	1	5	7
	認知件数(件)	1	1	2	2	1	22	25
	前年度増減	▲ 5	0	1	0	▲ 1	21	3
合計	認知した学校数(校)	378	348	322	319	294	413	325
	認知件数(件)	1,579	1,256	1,055	1,067	914	1,960	1,455
	前年度増減	▲ 402	▲ 323	▲ 201	12	▲ 153	1,046	▲ 505

(注) 1 調査名：文部科学省「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」  
 2 高等学校においては、平成25年度から全日制・定時制課程に加え、通信制課程を調査対象とした。  
 3 平成25年度調査対象校：県内国立・公立・私立小・中・高・特別支援学校計726校

## 2 いじめ認知件数の学年・男女別内訳

〔単位：件〕

	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計			
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	計	
小学校	47	34	39	31	57	55	63	47	87	82	66	62	359	311	670	
中学校	143	134	118	107	56	70							317	311	628	
高等学校	45	33	22	11	20	1							87	45	132	
特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	3	2	5
	中学部	0	0	4	4	2	0							6	4	10
	高等部	1	1	1	2	5	0							7	3	10
合 計													779	676	1,455	

## 3 いじめ発見のきっかけ

〔単位：件、％〕

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	(構成比)
アンケート調査などの学校の取組により発見	297	169	35	1	502	(34.5)
本人からの訴え	119	171	38	1	329	(22.6)
学級担任が発見	80	107	19	20	226	(15.5)
本人の保護者からの訴え	112	96	15	0	223	(15.3)
他の児童生徒からの情報	17	29	8	1	55	(3.8)
学級担任以外の教職員が発見	11	28	11	1	51	(3.5)
他の保護者からの情報	27	15	3	1	46	(3.2)
学校以外の関係機関からの情報	5	4	3	0	12	(0.8)
養護教諭が発見	1	9	0	0	10	(0.7)
地域の住民からの情報	0	0	0	0	0	0.0
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0	0	0	0	0.0
その他(匿名による投書など)	1	0	0	0	1	(0.1)
計	670	628	132	25	1,455	(100.0)

## 4 いじめの態様 (複数回答)

〔単位：件、％〕

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	(構成比)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	488	438	78	18	1,022	(50.2)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	183	97	15	8	303	(14.9)
仲間はずれ、集団による無視をされる。	145	120	11	1	277	(13.6)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	65	46	12	0	123	(6.0)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	41	40	12	2	95	(4.7)
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	10	42	29	2	83	(4.1)
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	20	33	12	2	67	(3.3)
金品をたかられる。	5	7	8	0	20	(1.0)
その他	18	21	5	0	44	(2.2)
計	975	844	182	33	2,034	(100.0)

(注) 構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

5 いじめの現在の状況

区分		解消しているもの	一定の解消が図られたが、継続支援中	解消に向けて取組中	その他	計
		率(%)	率(%)	率(%)	率(%)	件数
小学校	県	92.1	6.1	1.5	0.3	670
	国	90.0	8.2	1.6	0.2	118,805
中学校	県	75.5	20.4	4.0	0.2	628
	国	84.4	12.0	3.2	0.4	55,248
高等学校	県	90.2	8.3	0.0	1.5	132
	国	87.1	8.4	2.7	1.7	11,039
特別支援学校	県	36.0	4.8	1.6	0	25
	国	82.2	14.6	2.9	0.4	768
合計	県	83.8	13.2	2.7	0.3	1,455
	国	88.1	9.4	2.2	0.3	185,860

6 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法 [単位:%]  
[複数回答]

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
アンケート調査の実施	県	96.8	94.4	83.1	65.0	92.9
	国	98.9	96.3	85.3	74.9	95.5
個別面談の実施	県	81.2	93.9	72.6	90.0	83.4
	国	81.5	91.5	78.8	65.0	83.4
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	県	88.3	93.4	8.1	75.0	75.5
	国	53.7	76.7	12.1	38.7	53.4
家庭訪問	県	59.7	65.2	21.8	50.0	54.4
	国	62.8	67.7	23.2	39.2	57.6
その他	県	4.8	3.0	4.8	5.0	4.3
	国	4.9	5.1	4.2	11.0	5.0

7 いじめ防止対策推進法に基づく「学校いじめ防止基本方針」の策定および「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置状況(平成26年10月1日時点) [単位:%]

「学校いじめ防止基本方針」				「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」			
区分		策定済	策定に向けて検討中	区分		設置済	設置に向けて検討中
小学校	県	99.7	0.3	小学校	県	99.5	0.5
	国	97.7	2.1		国	98.8	1.1
中学校	県	100.0	0.0	中学校	県	99.5	0.5
	国	96.1	2.7		国	98.6	1.2
高等学校	県	97.2	2.8	高等学校	県	97.2	2.8
	国	92.1	4.7		国	97.1	2.5
特別支援学校	県	100.0	0.0	特別支援学校	県	100.0	0.0
	国	94.1	5.5		国	97.2	2.7
合計	県	99.4	0.6	合計	県	99.2	0.8
	国	96.4	2.7		国	98.5	1.4

※構成比の母数については、未回答の学校数を含むため、構成比を合計しても100%とならない場合がある。

## 8 課題と今後の対応

### (1) 現状

- いじめの認知件数は前年と比較して、505 件減少した。男女とも中学校 1 年生で最大となる。
- いじめ発見のきっかけは、「アンケート調査などの学校の取組により発見」「本人からの訴え」「学級担任が発見」、「本人の保護者からの訴え」の順に多い。
- いじめの態様は、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が約半数を占める。高等学校では「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」が 2 番目となっている。
- いじめの現在の状況は、「解消しているもの」が 83.8% である。
- いじめの日常的な実態把握の取組として、アンケートを実施している学校は 92.9% である。
- 「学校いじめ防止基本方針」を策定した学校は 99.4% であり、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を設置した学校は 99.2% である。

### (2) 課題

- いじめの早期発見と早期解消
- いじめを許さない学校・学級づくり

### (3) 今後の対応

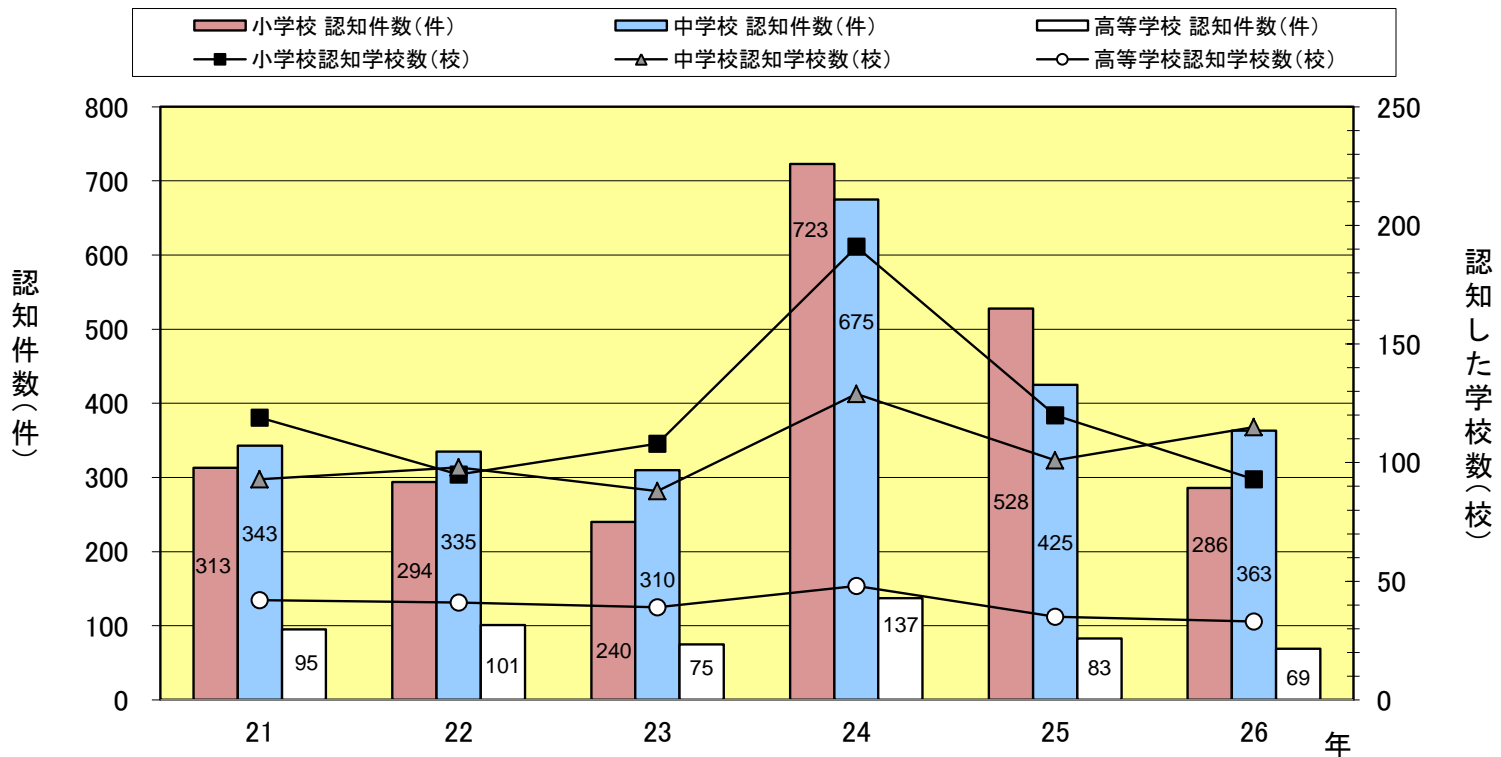
- いじめ防止対策推進法および国・県の基本方針に基づいた取組の推進
- いじめの未然防止と児童生徒のコミュニケーション能力の育成
  - ・ 自己有用感を高めるための、「居場所づくり」「絆づくり」に配慮した行事の実施や授業改善の推進
  - ・ 「いじめは絶対に許されない」という意識を深め、人権教育や道徳教育を推進
  - ・ 携帯電話やインターネット利用における情報リテラシー及び情報モラル教育の推進
- いじめの早期発見と迅速な対応のための相談体制、支援体制の充実
  - ・ 教育活動全体を通じた児童生徒理解に基づく信頼関係の構築
  - ・ スクールカウンセラーの配置、24 時間いじめ相談電話、こどもの権利支援センターによる相談
  - ・ 人権教育講師（いじめの被害者や関係者）の学校への派遣
- いじめ問題に係る校内指導体制の確立
  - ・ いじめは「どの学校、どの子にも起こり得る」という基本認識を持ち、いじめられた児童生徒の立場に寄り添った問題解決
  - ・ 各学校における「学校いじめ防止基本方針」に基づいた取組の推進と「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」による対応
  - ・ 学校設置の組織によるアンケート調査や保護者等との連携
  - ・ いじめる児童生徒に対する毅然とした対応と粘り強い指導
  - ・ いじめ問題に関する校内研修の計画的な実施
- その他
  - ・ いじめ問題に関する条例の検討
  - ・ 教育長通知「いじめの問題に関する取組の徹底について」（平成 25 年 1 月 30 日付）に基づいた取組と「いじめ問題への取組チェック表：学校用」の活用



平成26年度上半期 いじめの状況について  
(県内公立小中高特別支援学校)

教学指導課心の支援室

1 校種別認知件数及び認知した学校数の推移



		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(構成比%)
上半期	小学校	認知した学校数(校)	119	95	108	191	120	93	(24.9)
		認知件数(件)	313	294	240	723	528	286	
		前年度増減	▲ 89	▲ 19	▲ 54	483	▲ 195	▲ 242	
	中学校	認知した学校数(校)	93	98	88	129	101	115	(61.5)
		認知件数(件)	343	335	310	675	425	363	
		前年度増減	▲ 129	▲ 8	▲ 25	365	▲ 250	▲ 62	
	高等学校	認知した学校数(校)	42	41	39	48	35	33	(31.4)
		認知件数(件)	95	101	75	137	83	69	
		前年度増減	▲ 19	6	▲ 26	62	▲ 54	▲ 14	
	援特別校支	認知した学校数(校)	1	1	1	5	7	3	(15.8)
		認知件数(件)	1	1	1	19	33	10	
		前年度増減	0	0	0	18	14	▲ 23	
合計	認知した学校数(校)	255	235	236	373	263	244	(35.6)	
	認知件数(件)	752	731	626	1,554	1,069	728		
	前年度増減	▲ 237	▲ 21	▲ 105	928	▲ 485	▲ 341		
年度間	小学校	認知した学校数(校)	151	151	140	207	141	—	
		認知件数(件)	411	412	335	907	670	—	
	中学校	認知した学校数(校)	113	113	99	137	116	—	
		認知件数(件)	504	485	448	850	628	—	
	高等学校	認知した学校数(校)	56	53	54	64	61	—	
		認知件数(件)	138	168	130	181	132	—	
	援特別校支	認知した学校数(校)	2	2	1	5	7	—	
		認知件数(件)	2	2	1	22	25	—	
	合計	認知した学校数(校)	322	319	294	413	325	—	
		認知件数(件)	1,055	1,067	914	1,960	1,455	—	

○前年度同期と比較して、いじめの認知校数は 19校減少、認知件数は 341件減少した。

(注) 1 上半期調査対象校：県内公立小・中・高等学校・特別支援学校684校 (年度間は国立・私立を含む)  
2 構成比=いじめを認知した学校数/学校数×100

## 2 いじめ認知件数の学年・男女別内訳

[単位:件]

	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		計
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
小学校	12	11	20	6	30	16	34	20	40	21	39	37	175	111	286
中学校	90	83	58	60	37	35							185	178	363
高等学校	33	17	6	3	9	1	0	0					48	21	69
特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学部	1	1	0	0	0	0						1	1	2
	高等部	1	1	3	0	3	0						7	1	8
合 計													416	312	728

- ・学年別では、小学校は学年が上がるにつれて増加し、6年生が最も多い。
- ・中学校は1年生が最も多く、学年が上がるにつれて減少する。
- ・高校は、1年生が圧倒的に多い。

## 3 いじめ発見のきっかけ (複数回答)

[単位:件、%]

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計 (割合)
①本人からの訴え	95	153	33	1	282 (38.7)
②本人の保護者からの訴え	90	55	17	1	163 (22.4)
③アンケート調査などの学校の取組により発見	73	44	10	0	127 (17.4)
④学級担任が発見	66	45	5	8	124 (17.0)
⑤他の児童生徒からの情報	28	27	7	0	62 (8.5)
⑥学級担任以外の教職員が発見	9	21	7	4	41 (5.6)
⑦他の保護者からの情報	16	10	1	1	28 (3.8)
⑧養護教諭が発見	1	5	0	0	6 (0.8)
⑨その他(匿名による投書など)	0	1	2	0	3 (0.4)
⑩学校以外の関係機関からの情報	2	0	0	0	2 (0.3)
⑪スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0	0	0	0 (0.0)
⑫地域の住民からの情報	0	0	0	0	0 (0.0)
計	380	361	82	15	838

○いじめ発見のきっかけは、小学校では「本人からの訴え」「本人の保護者からの訴え」「アンケートなどの学校の取組」、中学校では「本人からの訴え」「本人の保護者からの訴え」「学校担任が発見」、高校では「本人からの訴え」「本人の保護者からの訴え」「アンケートなどの学校の取組」の順に多い。

## 4 いじめの態様 (複数回答)

[単位:件、%]

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計 (割合)
①ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	195	231	39	7	472 (64.8)
②軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	77	52	21	0	150 (20.6)
③仲間はずれ、集団による無視をされる。	55	48	5	0	108 (14.8)
④嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	26	21	4	1	52 (7.1)
⑤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	14	28	6	0	48 (6.6)
⑥パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	1	21	20	1	43 (5.9)
⑦ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	10	21	2	2	35 (4.8)
⑧その他	15	13	3	2	33 (4.5)
⑨金品をたかられる。	4	4	6	0	14 (1.9)
計	397	439	106	13	955

○「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。」が一番多く、6割以上を占める。小・中学校では、2番目に「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」、3番目に「仲間はずれ、集団による無視をされる。」が多い。

(注) 割合(%)については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

## 5 課題と今後の対応

### (1) 現状

- 平成26年度上半期の認知件数は、前年度と比較して341件減少した。
  - ・ 小学校で242件、中学校で62件、高校で14件、特別支援学校で23件減少した。
- いじめ発見のきっかけは、「本人からの訴え」が前年度より8.6ポイント増加した。
- いじめの態様では、パソコンや携帯電話を利用したいじめが前年度より0.4ポイント増加した。

### (2) 課題

- いじめの早期発見と解消
- いじめを許さない学校・学級づくり

### (3) 今後の対応

- いじめ防止対策推進法及び県のいじめ防止等のための基本的な方針に基づいた取組の推進
- いじめの未然防止と児童生徒のコミュニケーション能力の育成
  - ・ 自己有用感を高めるための、「居場所づくり」「絆づくり」に配慮した行事の実施や授業改善の推進
  - ・ 「いじめは絶対に許されない」という意識を深め、人権教育や道徳教育を推進
  - ・ 携帯電話やインターネット利用における情報リテラシー及び情報モラル教育の推進
- いじめの早期発見と迅速な対応のための相談体制、支援体制の充実
  - ・ 教育活動全体を通じた児童生徒理解に基づく信頼関係の構築
  - ・ スクールカウンセラーの配置、24時間いじめ相談電話、こどもの権利支援センターによる相談
  - ・ 人権教育講師（いじめの被害者や関係者）の学校への派遣
- いじめ問題に係る校内指導体制の確立
  - ・ いじめは「どの学校、どの子にも起こり得る」という基本認識を持ち、いじめられた児童生徒の立場に寄り添った問題解決
  - ・ 各学校における「学校いじめ防止基本方針」に基づいた取組の推進と「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」による対応
  - ・ 学校設置の組織によるアンケート調査や保護者等との連携
  - ・ いじめる児童生徒に対する毅然とした対応と粘り強い指導
  - ・ いじめ問題に関する校内研修の計画的な実施
- その他
  - ・ 「いじめ防止に関する総合対策推進条例（仮称）」の検討
  - ・ 教育長通知「いじめの問題に関する取組の徹底について」（平成25年1月30日付）に基づいた取組と「いじめ問題への取組チェック表：学校用」の活用

# 長野県における暴力・いじめ・不登校・高等学校中退の状況

確定値

心の支援課

## 1 暴力行為の発生件数の推移（国公立・小中高等学校）

年 度		20	21	22	23	24	25
発 生 件 数	小 学 校	28	23	16	42	43	34
	中 学 校	275	345	496	409	249	267
	高 等 学 校	217	217	270	241	192	170
	合 計	520	585	782	692	484	471
発 生 率 (%)	本 県	2.1	2.3	3.1	2.8	2.0	1.9
	全 国	4.2	4.3	4.3	4.0	4.1	4.3

[文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査]

- (注) 1 発生率は、1,000人あたりの発生件数  
2 高等学校においては、平成25年度から全日制・定時制課程に加え、通信制課程を調査対象とした。

## 2 いじめの認知件数の推移（国公立・小中高特別支援学校）

年 度		20	21	22	23	24	25
認 知 件 数	小 学 校	531	411	412	335	907	670
	中 学 校	583	504	485	448	850	628
	高 等 学 校	141	138	168	130	181	132
	特別支援学校	1	2	2	1	22	25
	合 計	1,256	1,055	1,067	914	1,960	1,455
認 知 率 (%)	本 県	4.9	4.2	4.2	3.7	8.0	5.9
	全 国	6.0	5.1	5.5	5.0	14.3	13.4

[文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査]

- (注) 1 認知率は、1,000人あたりの認知件数  
2 高等学校においては、平成25年度から全日制・定時制課程に加え、通信制課程を調査対象とした。

## 3 不登校児童生徒数及び在籍者比率の推移（国公立・小中高等学校）

年 度		20	21	22	23	24	25	
小 学 生	人数（人）	632	534	498	434	396	452	
	在籍者比率（%）	県	0.50	0.42	0.40	0.36	0.33	0.38
		国	0.32	0.32	0.32	0.33	0.31	0.36
中 学 生	人数（人）	2,091	1,922	1,757	1,682	1,650	1,678	
	在籍者比率（%）	県	3.22	2.96	2.76	2.63	2.60	2.67
		国	2.89	2.77	2.73	2.64	2.56	2.69
小 中 合 計	人数（人）	2,723	2,456	2,255	2,116	2,046	2,130	
	在籍者比率（%）	県	1.42	1.29	1.20	1.14	1.12	1.18
		国	1.18	1.15	1.13	1.12	1.09	1.17
高 校 生	人数（人）	669	664	732	646	701	674	
	在籍者比率（%）	県	1.10	1.10	1.20	1.07	1.16	1.14
		国	1.58	1.55	1.66	1.68	1.72	1.67

[文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査]

## 4 高等学校中途退学者数及び中途退学者率の推移

年 度		20	21	22	23	24	25
中 退 者 数	全 日 制	512	487	473	410	394	625
	定 時 制	150	139	146	188	155	158
	通 信 制	—	—	—	—	—	283
	全・定・通計	662	626	619	598	549	1,066
率 (%)	本 県	1.3	1.2	1.2	1.2	1.1	1.6
	全 国	1.9	1.7	1.6	1.6	1.5	1.7

[文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査]

- (注) 平成25年度から公立全日制・定時制課程に加え、私立全日制課程及び公立私立通信制課程を調査対象とした。

## 平成27年度「いじめ防止子どもサミットNAGANO」開催要項（案）

長野県教育委員会

### 1 目的

いじめの未然防止には、子どもたちが自らいじめの問題に取り組み、解決につなげていくことが効果的であるため、いじめを自分自身の問題として真剣に考え、いじめ防止に主体的に取り組む児童生徒が集い、交流する機会として「いじめ防止子どもサミットNAGANO」を開催する。

また、文部科学省が平成26年度から開催している「全国いじめ問題子供サミット」への県代表校を決定するなど、子どもたちの主体的活動の意識高揚を図る。

さらに、子どもの育ちに関わる大人も参加し、共に考えることで、いじめ防止のための機運を高め、県民総ぐるみで推進する契機とする。

### 2 主催 長野県教育委員会

### 3 本サミットのテーマ

「いじめ問題をなくすために私たちにできること（予定）」

### 4 開催日程

- (1) 期 日 平成27年12月5日（土） 9時50分から12時20分  
(2) 場 所 長野県総合教育センター講堂（塩尻市片丘南唐沢 6342-4）  
(3) タイムテーブル

時 間	次 第	内 容 等
9:30~9:45	受付	
9:50~10:05	開会行事	①開会のことば ②主催者あいさつ ③来賓あいさつ ④閉会のことば
10:10~11:10	各校の取組発表※	6校×8分程度（移動等含め60分）
11:20~12:00	グループディスカッション	①他校児童生徒との意見交換 ②感想発表
11:05~12:20	閉会行事	①閉会のことば ②総評と代表校発表 ③閉会のことば

※ 発表は、ステージ上でパワーポイントやスキット等々、各校の内容に合わせて工夫。

※ グループディスカッション等、可能な限り児童生徒により司会進行する。

### 5 推進日程

- ① 募集要綱配布 6月下旬（HPで要綱PR等掲載）  
② 申込締め切り 7月下旬（募集状況により連絡調整～9月上旬）  
③ 参加校決定 9月中旬  
④ 発表準備期間 10月～11月（電話等での連絡により詳細について確認）

- ⑤ 会場準備等 12月4日(金)(会場設営、駐車場準備等)
- ⑥ サミット当日 12月5日(土)(全国サミット1/23 県代表校1校を決定)
- ⑦ サミットの内容を県内各校及び関係機関にPR  
12月中旬～(HPやメール等で広報)
- ⑧ 全国サミットへの参加(県代表校)  
1月23日(土) 文部科学省東館3階講堂(東京都千代田区霞ヶ関)
- ⑨ 全国サミットの参加報告
- ⑩ 本年度の反省と次年度の計画案立案

## 6 募集について

- (1) 募集対象 県内の小学生、中学生、保護者約100名  
※3名～4名のチームを基本として募集。  
※保護者等による送迎をお願いする。  
※県サミットへの費用は自己負担、国サミットへは県が負担する。  
※申込み多数の場合、地域等を考慮して主催者において選考する。
- (2) 応募方法 別紙募集様式を、電子メールにより提出。
- (3) 募集期限 ①学校→各市町村教委への提出 平成27年 7月16日(木)  
②市町村教委→各教育事務所への提出 平成27年 7月23日(木)  
③各教育事務所→心の支援課 平成27年 7月30日(木)

## 7 留意事項、その他

- ・審査員は5名を予定(教育委員会事務局職員2名、関係機関・NPO関係団体等3名)
- ・参加については、いじめ問題に取り組む実践発表であれば、学校単位とは限らない。

- 市町村が企画する学校間活動(地域サミット)等の取組。
- 学校単位でも、クラス、生徒会の取組、学年の取組等自由。
- 実践発表が望ましいが、前年度もしくは、今後の取組予定の内容でも可とする。
- 発表形態はPCによるプレゼンテーションにこだわらず、子どもたちが主体的に準備するものに配慮すること。(発表時間は移動を含めて8分程度)

## いじめ防止リーフレットについて

長野県教育委員会事務局心の支援課

本年3月に制定された「長野県いじめ防止対策推進条例」の規定により、いじめの防止等のための推進、また、条例制定の周知を図るため、参考資料としてのリーフレットを作成いたしました。

### 「長野県いじめ防止対策推進条例」

- 県は、いじめの防止等に関する児童生徒の理解を深めるため、児童生徒向けの資料の作成その他の必要な措置を講ずるものとする。（第14条 第2項）
- 県は、児童生徒、保護者がいじめについて安心して相談をすることができるよう相談体制の充実を図るものとする。（第12条）

<条例本文は以下のURLへ>

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/goannai/soshiki/documents/ijimejyorei.pdf>

◎人権教育や道徳教育、学級活動等を利用して、条例ができたこと・県民みんなでいじめをなくすよう行動していくこと等の内容について、学校や児童生徒の状況に応じて活用してください。

○各学校への送付数：児童生徒数+学級数+10部

○リーフレットの構成と活用例【小学校低学年用、小学校高学年用、中学校・高等学校用の3種類】

構成	活用例
①条例の紹介 ・「長野県いじめ防止対策推進条例」の概要を掲載（一部抜粋）しました。 ・発達段階に合わせて文章表現を工夫しました。	○導入として、短学活や道徳などの時間を利用して、条例を読んで紹介したり、具体的に考えたりする。
②考えたり確かめたりする資料 ・改めて、いじめについて考える資料を差し込みました。 ・困ったときに一人で悩まず誰かに相談できるように、記入して確認する欄を設けました。（小学校用） ・ネットいじめを例にした資料を差し込みました。（中高用）	○条例ができれば、いじめがなくなるわけではありません。私たちは何をすればよいか、資料を参考にして考えたり、話し合ったりして、行動目標を書き出してみる。 ○児童生徒とともに、本年度の校内相談支援体制を確認したり、身近な人に相談しづらい時は「学校生活相談センター」等の相談先があることを紹介したりする。
③相談窓口の紹介 ・本年度、心の支援課に新規設置した「学校生活相談センター」を紹介しています。	○資料を家庭へ持ち帰り、保護者と一緒に確認するなどの活用も考えられます。

ながのけん

長野県は **いじめ** をなくすために、「**じょうれい** (きまり)」を作りました。

ながのけん  
長野県は、みんなできょう力して **いじめ** をなくしていくために、  
「**じょうれい** (きまり)」を作りました。  
どんな「**じょうれい** (きまり)」なのか、がくしゅう 学習しましょう。

**目てき** (1じょう)

- ・いじめがあると、わたしたちは しあわ 幸せになれません。
- ・いじめをなくすために、「**じょうれい** (きまり)」を作りました。

**いじめとは?** (2じょう)

- ・いじめとは、とも 友だちの こころ 心 や からだ 体をきずつけることです。
- ・いじめは、たいせつ 大切な いのち 命 をうばってしまうこともあります。

**目指す「すがた」** (3じょう)

- ・みんなが あんしん 安心して、べんきょう 勉強 や うんどう 運動 に取り組めるようにします。
- ・いじめを見つけたら、それを止められる子どもを育てます。

**いじめの「きん止」** (4じょう)

- ・どんな理由があっても、いじめをしてはいけません。

**先生がすること** (7じょう)

- ・先生たちがきょう力して、がっこう 学校からいじめをなくします。
- ・いじめがあつたら、いじめをやめさせ、いじめられている子どもを まも 守ります。

**おうちの人がすること** (8じょう)

- ・自分を大切に思う気持ちや、人を思いやる こころ 心を教えます。
- ・子どもがいじめられたときは、子どもをいじめから まも 守ります。

**安心して相談できるようにします** (12じょう)

- ・いじめられたときやこまったとき、安心して相談できるようにします。

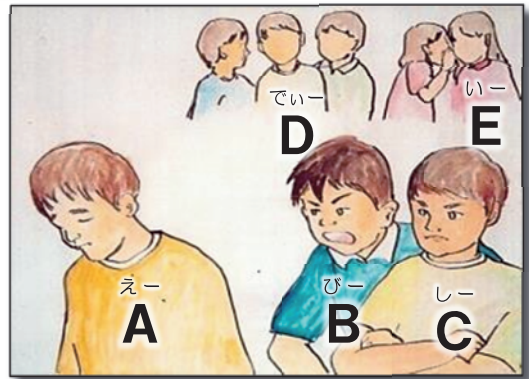
みんなできょう力して **「いじめ」** をなくしましょう！





# いじめ かんが について考えてみましょう！

えー Aさんは、びーさんとCさんから「悪口」  
を言われています。Aさんは、どんな気持ち  
だおち と思いますか。また、Aさんのために、  
あなたは なにが えー できると おち 思いますか。



- えー Aさんは、どんな きも 気持ちだ おち と思いますか。
- えー Aさんのために、あなたは おち なにが えー できると おち 思いますか。
- とも かんが 友だちの き 考えも聞いてみましょう。

「いじめにあったとき」や「いじめを見つけたとき」は、  
ひとりで み なやまないで、まわりに そうだん 相談 か しましょう。

◇こまったときに「相談できそうな人」の名前を書いてみましょう！

<small>とも</small> 友だち	<small>か</small> 家ぞく
<small>がっこう</small> <small>せんせい</small> 学校の先生	<small>ひと</small> そのほかの人



長野県PRキャラクター  
「アルクマ」  
©長野県アルクマ

がっこうせい かつ そうだん せん た ー そうだんでん わ  
学校生活相談センター（相談電話）

でんわ ばんごう  
電話番号 0570-0-78310

めーる あど れす  
メールアドレス [gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp](mailto:gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp)

ひと そうだん  
まわりの人に相談しにくいときには、  
そうだんでんわ りよう  
相談電話を利用しましょう。

【保護者の皆様へ】

※いじめ、不登校、体罰など学校生活に関する悩みについて、子どもや保護者からの相談を受け付けています。夜間・休日を含めて24時間受け付けています。

※相談内容などプライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。

# 「長野県 **いじめ** 防止対策推進条例」ができました。



長野県から **いじめ** をなくすための、条例（きまり）をつくりました。  
子どもから大人まで、県民みなでいじめ防止に取り組むための、長野県  
のきまりです。条例を読んで、いじめをなくすための学習をしましょう。

## 1 条例を読み深めてみよう！（条例のいくつかを読んでみよう）

### 条例の目的（第1条）

- ・いじめは、子ども（児童）たちの人権（幸せになる権利）を傷つけます。
- ・心や体を傷つけ、成長に害を与えます。命が危険になることもあります。

### いじめとは？（第2条）

- ・いじめとは、友だちの心や体を傷つけることです。
- ・インターネットを使ってすることもいじめです。
- ・いじめられた子は、心や体がとても苦しくなります。



長野県PRキャラクター  
「アルクマ」  
©長野県アルクマ

### 条例の理念（目指す姿）（第3条）

- ・みんなが安心して勉強などに取り組み、学校の中でも外でも落ち着いて過ごせるようにします。
- ・みんながいじめをせず、また、いじめられている子を助けてあげられる行動をします。

### いじめの禁止（第4条）

- ・どんな理由があっても、いじめを行ってははいけません。

### いじめをなくすために学校の先生がすること（第7条）

- ・先生たちが協力して、学校からいじめをなくします。
- ・いじめがあったら、いじめをやめさせ、いじめられている子どもを守ります。

### おうちの人がすること（第8条）

- ・自分を大切に思う気持ちや、人を思いやる心を教えます。
- ・子どもがいじめられたときは、子どもをいじめから守ります。

### 相談体制を充実させます（第12条）

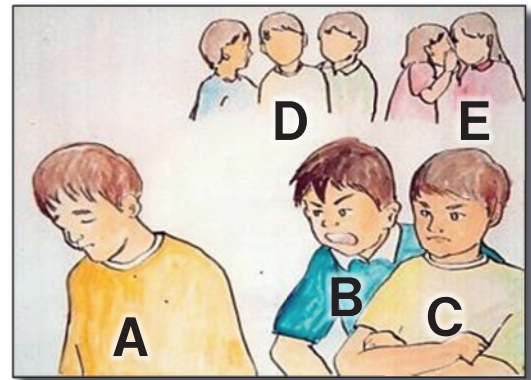
- ・困ったとき、子どもやおうちの人安心して相談できるようにします。



## 2 「いじめ」とはどのようなことか考えてみよう！



Aさんは「いじめ」を受けています。  
Bさん～Eさんの立場のうち、「いじめ」  
だと思ふことを、それぞれあげてみよう。



- ・ 友だちとの話し合いから…
- ・ いじめに対して、あなたが「できること」は何でしょう。

## 3 困ったときに「相談できそうな人」の名前を書いてみよう！

<u>友だち</u>	<u>家族</u>
<u>学校の先生</u>	<u>そのほかの人</u>



長野県PRキャラクター  
「アルクマ」  
©長野県アルクマ

## 4 いじめがあったとき、**安心して相談できる窓口**があります。

### 学校生活相談センター（相談電話）

電話番号 **0570-0-78310** (24時間受付)

メールアドレス [gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp](mailto:gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp)

まわりの人に相談しにくいときには、  
相談電話を利用しましょう。

#### 【保護者の皆様へ】

※いじめ、不登校、体罰など学校生活に関する悩みについて、子どもや保護者からの相談を受け付けています。夜間・休日を含めて24時間受け付けています。

※相談内容などプライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。

# 知っていますか？ いじめ防止の条例！

長野県は、子どものいじめをなくしていくために「長野県いじめ防止対策推進条例」をつくりました。長野県民みんなでいじめ防止に取り組みましょう。

## 長野県いじめ防止対策推進条例（概要）

### 条例の目的（第1条）

- ・いじめは、人の心や体を傷つけ、人権を侵害する行為です。
- ・命が危険になることもあります。
- ・この条例は、そのようないじめを防止するためにつくられました。

### いじめとは？（第2条）

- ・いじめとは、相手が心身の苦痛を感じる行為のことです。
- ・インターネットを使った行為もいじめです。

### 条例の理念（目指す姿）（第3条）

- ・学校の内でも外でもいじめをしません。
- ・いじめを発見したら放置しません。
- ・いじめをなくすために生徒自ら行動します。

県民「みんな」が協力して  
「いじめ」をなくします！



長野県PRキャラクター  
「アルクマ」  
©長野県アルクマ

### いじめの禁止！（第4条）

- ・どんな理由があっても、いじめを行ってははいけません。

### 学校と教職員が取り組むこと（第7条）

- ・学校全体でいじめの未然防止や早期発見に取り組みます。
- ・いじめが確認されたときには、いじめをやめさせ、再発を防止します。

### 保護者が取り組むこと（第8条）

- ・自分を大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育みます。
- ・子どもがいじめを受けたときには、子どもをいじめから守ります。

### 相談体制を充実させます（第12条）

- ・県は、子どもや保護者が安心して相談できる体制を整備します。

### ネットいじめへの対応（第13条）

- ・学校、保護者、地域が一体となって「情報モラル教育」を推進します。

いじめをなくすために、自分たちにも「できそうなこと」について意見交換しましょう。

条例の全文は、長野県教育委員会ホームページ（生徒指導）にあります。

QRコード→

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/ijimejyorei.pdf>



## 学校生活相談センター（電話相談・メール相談）

- ・いじめ、不登校、体罰など学校生活に関する悩みについて、子どもや保護者の方からの相談を受け付けています。
- ・相談内容などプライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。

電話番号 **0570-0-78310**（24時間受付）

メールアドレス [gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp](mailto:gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp)

QRコード→





## 「ネットいじめ」を発見！あなたならどうする？

インターネットでの会話の多くは、文字を中心にしたコミュニケーションです。相手の顔を見ながら行う会話と違い、文字を中心にしたコミュニケーションでは、「表情」や「声の調子」などを表現することが難しく、「気持ち」を正確に伝えることができません。

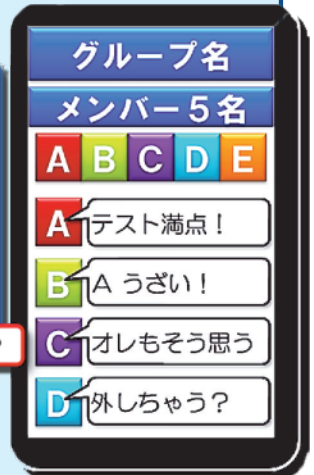
【演習】右のイラストは、ABCDEの5人でグループチャットをしている様子です。  
ある日、こんなトラブルが発生しました。

Aさん…テストで満点をとったAさんは、「テスト満点」と書き込みました。

Bさん…Aさんの書き込みを見て、「A うざい！」と書き込みました。

Cさん…「オレもそう思う」とBさんに同調する書き込みをしました。

Dさん…「外しちゃう？」と、グループチャットからAさんを仲間外しにする提案を書き込みました。



さて、あなたはEさんです。このトラブルを**解決するために**どうしますか？まず、あなたが一人で考えてみましょう。その後、となりの人と相談してみましょう。

あなたが一人で考えた意見

友人と相談して考えた意見

あなたの「気持ち」は、きちんと伝わっていますか？（演習の解説）

悪口を書き始めたBさん、Bさんに同調したCさん、仲間外しを提案したDさん、それぞれに悪いところがあります。でも、もしかすると、Bさんは仲良しのAさんに親しみを込めて、軽い気持ちで「A うざい！」と書き込みをしたのかもしれない。文字を中心にしたコミュニケーションでは、「冗談なのか？」「本気なのか？」「怒っているのか？」「笑っているのか？」などの感情が、相手に伝わりにくいことがあります。ネットでの会話は、普段の会話以上に「相手はその文章を読んでどのように感じるか」を意識しましょう。当然ですが、**ネットへの悪口の書き込みは絶対にダメ**です。

## 「困ったとき」「悩んだとき」誰に相談する？

ネットの外で解決！  
信頼できる大人に相談！

ネットでコミュニケーショントラブルが発生したとき、多くの方はネットに「さら書き込む」ことで解決しようとします。しかし、さら書き込みをした結果、「事態がより悪い方向に進んでしまう」ことがあります。トラブルが発生したら、**ひとりで悩まず、ネットの外で信頼できる大人（先生、保護者）に相談**しましょう。



長野県PRキャラクター  
「アルクマ」  
©長野県アルクマ

でも、まわりの大人には相談しにくいこともあります。そんなときには、**相談電話**（1ページ）を利用しましょう。

～4月から、相談窓口が新しくなりました。～

### 「学校生活相談センター」

県教育委員会 心の支援課

- ・平成27年4月から「こどもの権利支援センター」の名称を変更して設置
- ・開設日時：毎日 24時間
- ・内容：いじめ等の学校生活の悩みに関わる相談
- ・対象：児童生徒、保護者等
- ・電話番号：0570-0-78310（24時間いじめ相談ダイヤル）
- ・メール相談 [gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp](mailto:gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp)
- ・対応者：臨床心理士、指導主事
- ・周知方法：学校に依頼し、チラシの掲示、生徒手帳への掲載等

### 「長野県子ども支援センター」

県民文化部 こども・家庭課

- ・平成27年4月に総合相談窓口として設置
- ・開設日時：月～土 10:00～18:00
- ・相談内容：子どもに関する相談全般
- ・対象：子ども、保護者等
- ・電話番号：子ども専用ダイヤル(無料)0800-800-8035  
大人用 026-225-9330
- ・メールでの相談 [kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp)
- ・対応者：専門の電話相談員
- ・周知方法：学校に依頼し、チラシ・カードを配布等

※ 両方の相談窓口が連携し、どちらに相談しても適切な対応が図れるよう努めていきます。



● じかん  
**24時間**  
でんわ  
電話  
できます

がっこう  
**学校でのなやみ、  
きかせてください**



長野県PRキャラクター  
「アルクマ」  
©長野県アルクマ

やめてつて、  
言えない。

学校に、  
行きたくないな…



友だちと、  
うまくいかなくて…

平成二十六年 長野県教育委員会  
人権意識の高揚を目指すポスター  
「いじめ防止啓発賞」山岸大地さん  
(須坂市立墨坂中学校)

ながのけんきょういくいんかい  
長野県教育委員会

がっこう せい かつ そう だん  
**学校生活相談センター**



でん わ 電話 **0570-0-78310** なやみ いおう

(24時間いじめ相談ダイヤル ~いじめ・いのち・学校生活の悩み~)

メールはこちらへ [gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp](mailto:gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp)

(お返事を差し上げるまでには、散日かかることもあります。お急ぎの場合は電話相談窓口をご利用ください。)







しあわせ信州

## 「学校生活相談センター」で 子ども専用無料相談電話を開設します

県教育委員会「学校生活相談センター」では、学校生活に悩みを抱える子どもの声を直接お聴きするため、年間3回（6月・9月・1月）、子ども専用無料相談電話を開設します。

6月は、以下のとおり実施します。

- 1 開設日時：平成27年6月8日（月）～6月26日（金）  
\* 土日も含む  
午前8：30～午後6：00
- 2 電話番号： **0800-800-7832**   
なやみに でんわ
- 3 内 容： 学校生活全般において悩んでいる子どもの声を、臨床心理士等の相談員がお聴きします。いじめ、友だち関係、進路、クラスや部活動のことなど、どんなことでもご相談ください。
- 4 その他：(1) 上記無料相談電話は子ども専用です。一般の方は、学校生活相談センター常設の相談電話におかけください。  
電 話 <sup>なやみいおう</sup> 0570-0-78310  
メール・FAXでもご相談をお受けしています。  
Eメール gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp  
FAX番号 026-235-7484  
  
(2) 9月及び1月の実施期間については、その都度、改めてお知らせします。



なや

そうだん

悩みがあったら相談してね。



長野県PRキャラクター  
「アルクマ」  
©長野県アルクマ

がっこうせいかつそうだん  
学校生活相談センター

なやみにでんわ

0800-800-7832 ☎

こ せんよう かね  
子ども専用だよ(お金はかかりません。)

がつ か げつ がつ にち きん  
6月8日(月)~6月26日(金) 土日(どにち)もやっています。

ごぜん じ ぶん ごご じ  
午前8時 30 分から午後6時まで

# 平成 27 年度 高校生インターネット適正利用推進事業の実施について

(高校生 ICTカンファレンス 長野大会)

心の支援課

## 1 目 的

高校生のインターネット・スマートフォン等の利用に伴う様々な問題が急増しているため、高校生が情報モラルについて自ら考え、他者の意見を聞き、議論して意見をまとめ、自主的なインターネット利用のルールづくり等を行うことを支援し、インターネットの適正な利用推進を図る。

## 2 事業内容

高校生が情報モラルについて自ら考え、議論して意見をまとめ、自主的なインターネット利用のルールづくり等を行うことを支援する。

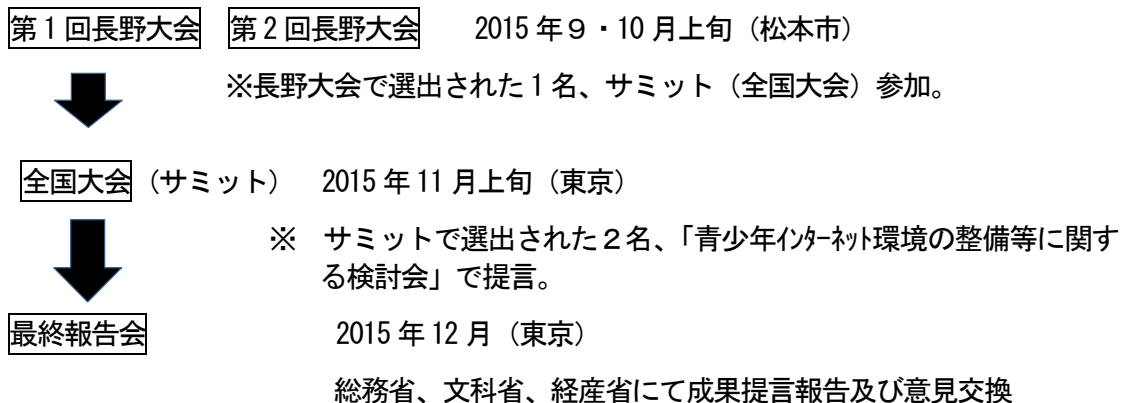
- (1) 対 象 県内の高校生 (6校 24名以上)
- (2) 実施日時 平成 27 年 9 月 5 日 (土) 第 1 回長野大会 (13:30~16:40)  
平成 27 年 10 月 3 日 (土) 第 2 回長野大会 (13:30~16:40)

### (3) 内容及び展開

#### ア 内容

- インターネットの適正な利用に関する事業者講演
- グループディスカッション・グループ発表
  - ・ 県内の高校生同士が身近なスマホやインターネットの問題を通して、自主的なインターネット利用に関するルールづくりに取組。
  - ・ 第 1 回、第 2 回のグループディスカッションのテーマは異なる。

#### イ 展開



## 3 その他

長野大会開催報告書を作成し、県内公立高校へ配布 (配信)

- カンファレンス参加者を中心にした各校でのルールづくりの推進
- カンファレンス参加校から周辺高校へのルールづくりの呼びかけ

# いじめの重大事態への対処について（県立学校の場合）

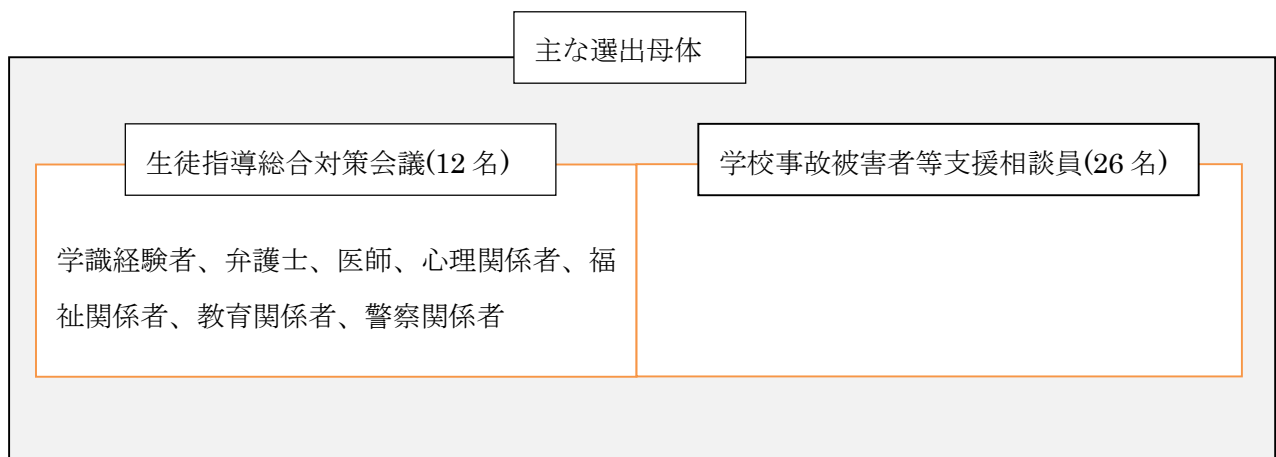
心の支援課

## 1 概要

県立学校において、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定される重大事態が発生した場合には、長野県教育委員会又は当該学校は長野県いじめ防止対策推進条例第 15 条により、心理、福祉、法律等に関する専門的知識を有する者その他の長野県教育委員会又は当該学校が必要と認める者による組織を設け、調査を行うこととなっている。

長野県教育委員会は、第三者的立場から調査するため心理、福祉、法律等に関する専門的知識を有する者によるチームを予め 5 名以内で組織しておき、速やかに対処できるようにする。

## 2 組織



< 重大事態に係るチーム（5名以内） >

○法律や心理の専門的立場から客観的に事実関係を調査する。